

加須市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

(平成 22 年 3 月 23 日市長職務執行者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が発注する契約の適正な履行を確保するため、加須市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 22 年告示第 8 号）及び加須市物品購入等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 22 年告示第 9 号）に基づき加須市の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）、その使用人又は下請負人が虚偽記載、工事事故、粗雑工事、贈賄（法人を処罰する旨の法律の規定がない場合にあっては、法人の役員等がした贈賄をいう。以下同じ。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反行為、談合等を起こした場合の一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加停止)

第 2 条 市長は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が別表第 1 又は別表第 2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、その情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市が発注する契約において、別表第 2 第 3 号又は第 4 号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止を行うことができる。

3 市が発注する契約に関し、別表第 2 第 5 号の措置要件に該当し、入札参加停止を受けた有資格業者の使用人等（有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人をいう。）が、該当入札参加停止期間中又は入札参加停止期間満了後、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたときは、この要綱の適用について当初から同表第 2 第 4 号の措置要件に該当し、入札参加停止を措置されたものとみなす。

4 入札参加停止に係る有資格業者を指名競争入札において現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止）

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第 1 項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

3 市長は、前条第 1 項若しくは第 2 項又は前 2 項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第4条 有資格業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当することとなった場合における入札参加停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第2の第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の第1号から第4号までの措置要件のいずれかに該当することになったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、別表第1の各号又は別表第2の各号（第5号を除く。）の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1の各号又は別表第2の各号（第5号を除く。）の措置要件のいずれかに該当することになったとき。

(3) 「加須市の契約に係る暴力団排除措置要綱」の別表第1の各号の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の各号（第5号を除く。）の措置要件のいずれかに該当することになったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表に規定する期間又は前2項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときには、別表又は前2項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の短期を別表又は前2項の短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1

項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、別表又は第 1 項の規定にかかわらず入札参加停止の期間の長期を別表又は第 1 項の長期の 2 倍の期間（当該長期の 2 倍の期間が 36 月を超える場合は 36 月）まで延長することができる。

5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。

6 市長は、入札参加停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、入札参加停止の期間中とみなして前項の規定を準用し入札参加停止期間を変更した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、さらに入札参加停止を行うことができる。

7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反行為等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第 5 条 市長は、第 2 条第 1 項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 3 号ア又は第 4 号アに該当したとき。

(2) 別表第 2 第 3 号又は第 4 号に該当する有資格業者（その役員又

は使用人を含む。) について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第 2 第 3 号に該当する有資格業者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第 2 第 3 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 第 1 項。以下同じ。)又は談合(刑法第 96 条の 3 第 2 項。以下同じ)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 4 号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(入札参加停止の通知)

第 6 条 市長は、第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 条各号の規定により入札参加停止の措置を行い、第 4 条第 5 項の規定により入札参加停止の期間を変更し、又は同条第 7 項の規定により入札参加停止を解除したときは、当該有資格業者に対し、遅滞なくそれぞれ様式第 1 号、様式第 2 号又は様式第 3 号により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市の発注した契約に関するものであ

るときは、改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第 7 条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（下請負等の禁止）

第 8 条 市長は、契約について、入札参加停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

（警告）

第 9 条 市長は、別表第 3 各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

（報告）

第 10 条 市長は、第 2 条第 2 項の措置を行おうとする場合が必要があるとき認めるときは、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第 4 号により報告させることができるものとする。

（入札参加停止の公表）

第 11 条 市長は、第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 条各項の規定により入札参加停止を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前日までに、合併前の加須市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和 60 年 11 月 20 日施行）、騎西町

建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 19 年騎西町告示第 131 号）、北川辺町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 8 年 9 月 1 日施行）、大利根町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 5 年 6 月 1 日施行）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

加須市内において起こした事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
虚偽記載	1 市の発注する契約（以下「市契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
粗雑工事	2 市の発注する建設工事等の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 3 市内における建設工事等で前号に掲げるものの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
	4 第2号に掲げる場合のほか、市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
公衆損害事故	5 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 6 市内における契約で前号に掲げるものの以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
	7 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
関係者事故	7 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上6月以内
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上3月以内

別表第 2（第 2 条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間
贈賄	1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員、代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員、実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。以下同じ。）	6 月以上 24 月以内
	イ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時市と契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者をいう。以下同じ。）	4 月以上 24 月以内
	ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	3 月以上 24 月以内
	2 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等	4 月以上 18 月以内
	イ 一般役員等	3 月以上 18 月以内
	ウ 使用人	2 月以上 18 月以内
独占禁止法違反行為	3 次の場合において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
	ア 市契約又は県内におけるもの	12 月以上 36 月以内
	イ 上記以外での業務	4 月以上 18 月以内
競売入札妨害又は談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 市契約又は県内におけるもの	12 月以上 36 月以内
	イ 上記以外での業務	4 月以上 18 月以内
	5 市契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により、市が刑事告発を行ったとき。	当該告発を行った日から 12 月

建設業法違反	6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
	ア 市発注工事	3 月以上 12 月以内
	イ 上記以外での場合	1 月以上 12 月以内
不正又は不誠実な行為	7 別表第 1 各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、過積載、不正軽油の製造・使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労、その他不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 12 月以内
	8 別表第 1 の各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内
報告義務違反	9 市発注の建設工事の契約において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内
度重なる警告	10 別表第 3 各号に該当したことにより、第 9 条の警告を 3 年間に 2 回以上受け、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
	ア 別表第 3 第 2 号に該当する行為が含まれる場合	2 月以上 4 月以内
	イ 上記以外の場合	1 月以上 3 月以内

別表第 3（第 9 条関係）

	措 置 要 件
1	別表第 1 各号及び別表第 2 第 1 号から第 9 号までの措置要件に該当するが、入札参加停止の措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。
2	代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あつせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。
3	市契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
4	市発注工事等の完了検査において、工事成績点が 65 点未満のとき。